

婦人関係業務資料 第65号

(部 内 限)

トルコ風呂に関する資料調査報告書

労働省婦人少年局婦人課

トルコ風呂に関する資料調査報告書

目 次

は し が き	
I トルコ風呂の発生と経緯	1
II 法的問題	5
1 風俗営業取締法と都道府県条例	5
2 公衆浴場法と都道府県条例	9
イ、個室の構造設備	9
ロ、営業時間	10
ハ、照明照度	10
III 最近のトルコ嬢の実態	29
IV 関係資料	35
1 法 令	35
2 判 例 等	40
3 労基法第8条の適用区分	45
4 売春対策審議会から提出された要望書	50

は し が き

昨年来、売春対策審議会から関係行政機関に対し、トルコ風呂における売春問題についての対策強化が要望されている。この資料は、業務の参考とするため、本問題に関する関係機関の資料及び地方における情報を収集し取りまとめたものである。

昭和50年1月

労働省婦人少年局婦人課

I トルコ風呂の発生と経緯

トルコ風呂とはどういうところか、どこに問題があるのか等については官報資料版(48926付)に詳しいので引用することとする。

「トルコ風呂営業は、個々に独立する浴室内において、全裸に近いいわゆるトルコ嬢が、入浴客に対して、流し、マッサージ等のサービスを行うという特殊な構造および営業形態であり、都道府県知事から「浴場業」の許可を受けているとはいっても、通常の公衆浴場(いわゆる銭湯)とは著しく異なっている。したがって利用の実態も大衆の日常生活上の健康衛生とはおよそ関係なく、享楽の場として利用されている。そのため、いきおい営業に随伴して売春行為やスペシャル等と称するいかがわしいサービス行為が行われ、売春防止対策上もっとも問題の多い営業とみられている。」

このトルコ風呂は、どういう状況のもとにできたのか、そして現在どうなっているのかなどについて、前記官報資料版及び警察庁の資料等からみると次のようである。

トルコ風呂が日本ではじめて出現したのは、昭和29年頃といわれている。当時は蒸し風呂数個を置き、風呂あがりマッサージ師がマッサージを行うという形式だったが、その後個室化するとともに、女性のマッサージ師と称するいわゆるトルコ嬢がサービスを行うこととなり、健康増進等の健全を目的からはなれ、享乐的、性的興味をひく遊びとして徐々に流行し、昭和33年頃全国に100軒位出現した。この年は、売春防止法が全面施行(売防法は31年5月24日公布され、総則及び保護更生関係規定は32年4月1日に発効したが、残る刑事処分規定については33年4月1日に発効となった)された年で、元赤線業者がトルコ風呂営業に転業するケースも多く、当時も一部からトルコ風呂において売春が行われるのではないかと懸念されていた。

その後、昭和40年には全国で544軒に増加したが、これに伴って商業地はもとより、住宅地区、文教地区、はては官庁街にまで出現するような状

況となり、世論のきびしい批判をあびるとともに、国会でも問題となり、昭和41年6月30日に風俗営業取締法の一部改正が行われ、同法及び同法に基づく都道府県条例の定める地域については新しく営業を行うことはできなくなった。(風俗営業取締法による規制地域は、官公庁施設、学校、図書館、児童福祉施設、その他の施設で周辺における善良の風俗を害する行為を防止するに必要ありとして都道府県の条例で指定した地域である)

このため、トルコ風呂営業所の数は、一時横ばいの状況となったが、ここ2・3年再び増加の傾向を示しており、昭和49年10月末現在1,183軒、そこに働くトルコ嬢は16,573名となっている。トルコ風呂営業所のここ10年間の推移は第1表のとおりである。

第1表 トルコ風呂営業所数の推移

年	営業所数	増加指数
39年	390	100
40	540	166
41	706	181
42	721	185
43	713	183
44	748	192
45	756	194
46	814	209
47	1,009	259
48	1,148	294
49	1,183	303

警察庁資料から作成

トルコ風呂営業所の多い地域としては、東京(205軒)、神奈川(163軒)、千葉(75軒)、埼玉(60軒)、福岡(68軒)、愛知(59軒)、兵庫(58軒)で、復帰後2年の沖縄にも46軒ある。一方、トルコ風呂営業所が1軒もないのは、青森、山形、群馬、富山、福井、長野および奈良の7県である。(第2表)

なお、昭和41年の法律改正(禁止地域指定等の規制)後、とくに増加が著しい地域は、滋賀(3軒→31軒)、福岡(18軒→68軒)、神奈川(54軒→163軒)、千葉(28軒→75軒)の各県である。

第2表 個室付浴場業の営業所数

49.10末現在

都道府県名	事項別	禁止地域内	禁止地域外	計
北青岩官秋	海 道森手城田	14	37	51
		0	0	0
		1	0	1
		6	3	9
山福茨栃群	形島城木馬	0	0	0
		6	15	21
		8	18	26
		12	3	15
崎千東神新	玉葉京川潟	32	28	60
		22	53	75
		132	73	205
		133	30	163
富石福山長	山川井梨野	0	0	0
		5	4	9
		0	0	0
		4	5	9
岐静愛三滋	阜岡知重賀	9	42	51
		31	3	34
		59	0	59
		6	3	9
京大兵奈和	都阪庫良山	3	0	3
		12	13	25
		7	51	58
		0	0	0
鳥島岡広山	取根山島口	1	9	10
		3	1	4
		3	0	3
		4	14	18
徳香愛高福	島川媛知岡	2	2	4
		1	6	7
		0	9	9
		0	3	3
佐長熊大宮	賀崎本分崎	10	58	68
		0	5	5
		6	1	7
		9	16	25
鹿沖合	鳥繩	0	13	13
		0	6	6
		3	6	9
		32	14	46
合 計		586	597	1,183

警察庁調

Ⅱ 法的問題

トルコ風呂は、法的にみると「公衆浴場」の一種であり、「個室付浴場」と称されている。この「個室付浴場」は公衆浴場法及び都道府県条例に基づき各都道府県知事の許可を受けて営業できるものである。

しかし「個室付浴場業」の営業にあたっては、風紀の面から公衆浴場法に基づく都道府県条例によって、浴室等の構造設備・営業時間・および営業行為について制限されているほか、地域環境が害されることを防止するため風俗営業取締法及び同法に基づく都道府県条例によって営業禁止地域が指定され、営業場所が制限されている。

以下この二つの各都道府県条例の制定状況を見ることにする。

1. 風俗営業取締法と都道府県条例

風俗営業取締法（以下「風営法」という）による規制地域は、「官公庁施設、学校、図書館、児童福祉施設又はその他の施設で、その周辺における善良の風俗を害する行為を防止するに必要のあるものとして都道府県条例で定めるものの周囲200米の区域内」となっている。

41年6月に風営法が改正された（この地域規制が加えられた）ことにより、各都道府県では翌年春までには禁止地域を定める条例を制定した。

（第3表）。

これで見ると、一部の県では新設禁止除外地域（新設可能地域）として農村部や山間僻地を指定し、事実上一軒の新設も認めないよう配慮している。しかし温泉地や旧赤線地帯を除外地域と指定したところも少なくなく、基準にならなれば新設営業を許可せざるを得ない状況にある。そのためかつて善良の風俗維持上支障がない地域とされたところの一部がトルコ街といわれるようになったところもある。

その後47年頃から条例改正の動きが起り、現在までに青森、群馬、滋

賀、鳥根、岡山、広島、香川の7県で全面禁止あるいは禁止除外地域の縮少や指定替（都市地域→郡部）等、規制地域を定めた県条例の改正を行っている（第3表）。

第3表

風営法第4条の4第2項に基づく個室付浴場業に対する地域規制状況

4910 本

都道府県	条例 成立年月日	条例 施行年月日	条例 改正年月日	禁止除外地域	備考
北海道	4.1.10.12	4.1.10.12			
北海	4.1.10.7	4.1.10.14	49.5.22	札幌市内の一部 28町26カ村→全面禁止	山間僻地
青森	4.1.10.8	4.1.10.20		27町21カ村	
岩手	4.1.10.12	4.1.10.17		仙台市内の一部	
宮城	4.1.10.7	4.1.10.11		秋田市内の一部	
山形	4.1.10.7	4.1.10.8		24町7カ村	山間僻地
福島	4.1.12.17	4.1.12.12		いわき市内の一部	
東京	4.1.10.8	4.1.10.14		{新宿区歌舞伎町, 新宿2.3丁目の一部 台東区千束町および豊島区池袋の一部	
茨城	4.1.10.6	4.1.10.7		水戸市内および土浦市内の一部	
栃木	4.1.10.1	4.1.10.1		宇都宮市内の一部	
群馬	4.1.10.12	4.1.10.17	47.12.21	前橋市内, 高崎市内の一部→利根郡利根村大字利根字トザワ	指定替
埼玉	4.1.12.19	4.1.12.20		大宮市内および川口市内の一部	
千葉	4.1.10.12	4.1.10.21		千葉市内の一部	
神奈川	4.1.12.14	4.2.1.1		横浜市内および川崎市内の一部	
新潟	4.1.10.12	4.1.10.15		新潟市内の一部	
山梨	4.1.10.14	4.1.10.25		甲府市内の一部	
長野	4.1.10.12	4.1.10.16		長野市内および松本市内の一部	
静岡	4.1.10.8	4.1.10.14		熱海市内の一部	
富山	4.1.9.30	4.1.10.1		東礪波郡利賀村内の一部	山間僻地
石川	4.1.9.30	4.1.10.1		加賀市内および山中町内の一部	
福井	4.1.9.29	4.1.10.1		福井市内の一部	
岐阜	4.1.1.2	4.1.1.12		岐阜市内の一部	農村部
愛知	4.1.12.17	4.1.12.19		3町7カ村	
三重	4.1.9.27	4.1.10.7		四日市市内および津市内の一部	
滋賀	4.1.9.29	4.1.10.1	47.8.1	大津市内の一部 → 同地域をさらに3分の1に縮少	
京都	4.1.10.3	4.1.10.7		京都市内の一部	
大阪	4.1.12.15	4.1.12.20		大阪市北区および南区の一部	
兵庫	4.1.9.21	4.1.10.1		神戸市内の一部	
奈良	4.1.12.16	4.1.12.20		奈良市内の一部	
和歌山	4.1.10.14	4.1.10.15		和歌山市内の一部	
鳥取	4.2.3.13	4.2.4.1		鳥取市, 米子市および東伯郡の一部	
島根	4.2.3.7	4.2.3.10	48.7.5	八束郡玉湯町の一部→同地域をさらに17分の1に縮少 縮少	
岡山	4.1.9.30	4.1.10.1	47.12.28	岡山市内の一部 → 全面禁止	
広島	4.1.12.22	4.2.1.1	47.3.21	広島市内の一部 → 同地域をさらに5分の1に縮少	
山口	4.1.10.1	4.1.10.3		下関市内の一部	
徳島	4.1.12.13	4.1.12.20		徳島市内の一部	
香川	4.1.10.8	4.1.10.15	49.10.25	高松市・琴平町内の一部→同地域をさらに10分の1に縮少	
愛媛	4.1.10.5	4.1.10.5		松山市内の一部	
高知	4.1.10.13	4.1.1.1		高知市内の一部	
福岡	4.1.10.14	4.1.10.20		福岡市内および北九州市内の一部	
佐賀	4.1.9.10	4.1.9.10		武雄市内および嬉野町内の一部	
長崎	4.1.12.15	4.1.12.20		佐世保市内の一部	
熊本	4.1.9.12	4.1.9.17		熊本市内の一部	
大分	4.1.9.6	4.1.9.13		別府市内の一部	
宮崎	4.1.9.14	4.1.9.24		宿務市内の一部	
鹿児島	4.1.9.20	4.1.9.23		鹿児島市内の一部	
沖縄	4.7.5.15	4.7.5.15		那覇市内およびコザ市内の一部	

(注) 変更のあった地域は「→印」で示した。

2. 公衆浴場法と都道府県条例

公衆浴場の照明、清潔、衛生、風紀等に関し業者が講ずべき措置基準については、公衆浴場法の規定に基づき都道府県条例で定めることになっている。

この規定を受けて条例（細則を含めて）で風紀に関して何らかの規定を設けているところは31都道府県である。

この中には「個室付浴場業」あるいは「トルコ風呂」と条例に明示しているところのほか、内規や要綱で事実上規制しているところや、条例に明示はしていないが、その規制内容から「特殊公衆浴場」の中に含めて規制していると思われるところも含めている（第4表）。

また、その規制内容中、個室の構造設備、営業行為、照明照度に関する規制状況は付表のとおりである。

第4表 公衆浴場法第3条に基づく風紀に関する規制の実施状況

① 条例（細則を含む）に明示して規定しているところ（27）

北海道、秋田、山形、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、
神奈川、富山、福井、山梨、長野、滋賀、和歌山、鳥取、
島根、岡山、広島、香川、福岡、熊本、大分、宮崎、鹿児島、
沖縄

② 「特殊公衆浴場」に含めて条例で規定しているところ（2）

石川、高知

③ 内規や要綱で事実上規定しているところ（2）

三重、長崎

1. 個室の構造設備

「個室の出入口から見通すことのできる構造設備」とし、「個室のとびらに一定基準の透明ガラス窓を設け、しゃへい物を置かないこと、また出入口にかぎをかけないこと」と規定したところが多い。

しかし、実情は個室の内部が見通すことの出来る構造になってはいても、入浴客がある時は窓に背広やタオルをかけてしゃべいすることも多く、見通し窓の有無は風紀の実態面にさほど影響を与えていないとみる向が多い。

ロ、営業時間

トルコ風呂に多くの客が来るのは、風俗営業等が終了するおおむね午後11時過ぎから午前2時ごろまでといわれている。

条例等で時間を規制しているのは、福島、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、富山、山梨、滋賀、鳥取、島根、広島のみ2都県である。時間は千葉のみが日の出から翌日の午前1時迄で、その他の都県は午後12時迄となっている。

しかし、条例によって営業時間を定めていても営業の形態が享乐的であるため深夜の客が多いという。最近の3年間におけるトルコ風呂営業所の営業時間は警察庁の調べによると次のとおりで、午後12時以降まで営業する業者が圧倒的に多い。

	47年	48年	49年
トルコ風呂営業所総数	1,009軒	1,148軒	1,183軒
午後12時までに終了するもの	11.7%	28.1%	23.5%
午前2時までに終了するもの	53.8	47.8	53.8
午前2時をこえて営業しているもの	24.3	24.1	22.7

ハ、照明照度

都道府県条例等で「明るさ」に関して規定を設けているところは28都県である。そのうち照度について基準を設けているのは22都県あるが、その照度基準はかなり低い。即ち個室の床面における照度「20ル

クス以上」と規定しているところが最も多く(11)、「50ルクス以上」(5)、「10ルクス以上」(3)、「30ルクス以上」(2)と順となっている。

(註) 「ルクス」とは照明の量、すなわち明るさを表わす単位で、1ルクスは1燭光の光源から1米離れたところで光に直角な面が受ける明るさである。

局所照明の照度概算(単位ルクス)

(金属性深笠使用、カッコ内は併用すべき全般照明照度)

距離 m	電 球				- 蛍光灯 -
	30W	40W	60W	100W	
0.4	220(30)	350(35)	600(35)	1,200(40)	350(35)
0.5	140(30)	220(30)	400(35)	800(40)	250(30)
0.6		150(30)	280(30)	500(35)	170(30)
0.8			155(30)	310(30)	75(25)
1.0				200(30)	

(住宅建設要覧1953)

(参考)

われわれが生活するうえの適正な照度は何ルクスか、労働安全衛生規則及び日本工業規格照度基準では次のように規定している。

◇労働安全衛生規則

作業の区分	基 準
精密な作業	300ルクス以上
普通の作業	150ルクス以上
粗な作業	70ルクス以上

◇日本工業規格照度基準

(44.12.1改正)

場所		照度段階
公衆浴場	レジスタ、番台、ロッカー、下足	500
	出入口、脱衣室、洗い場、浴そう、便所	200
	廊下	100
住宅	勉強、読書等をする居間	500
	応接室、座敷	100~200
	食堂、台所	300~500
商店	レジスタ	2,000
	包装台、エスカレーター乗降口	1,000
	休憩室、商談室、エレベーターホール	500
	洗面所、便所、階段、廊下	200
遊興飲食店	レジスタ、帳場、荷物受渡台	500
	調理室、洗面所、便所	200
	出入口、玄関、座敷	100
	廊下、階段	50
	ふんいきを主とするバー、喫茶店の客室	20

照度基準 - JIS29110より抜粋

(註)

照度段階	照度範囲(LX)
2000	3,000~1,500
1000	1,500~700
500	700~300
200	300~150
100	150~70
50	70~30
20	30~15
10	15~7

付表 公衆浴場法施行条例の制定状況(風紀に関する規制について)

都道府県	公布年月日	最終改正年月日	営業時間	構造設備(照明に關する部分を除く)	営業行為	照明照度	備考
北海道	24. 1.11	44.10.23	規定なし	1.個室は透視窓を設けるほか、外部から見とかしができないようにし、出入口にかぎを設けないこと 2.個室には、風紀を乱すおそれのある文書、図画その他の物を展示しないこと	風紀を乱すおそれのない衣服を着用させること	夜間は適当な照明をなし、停電その他照明事故のため燈火、ローソク等の予備設備を備えること	
秋田	26.12.22	42. 3.17	同上	1.個室には、適当な位置に縦横0.3m以上の透明ガラス窓を設けること 2.個室の見とかしをさえないこと 3.個室には物置をしないこと 4.風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真等を置き、掲げ又は設けないこと	1.風紀を乱すおそれのある行為をさせないこと 2.常に清潔な作業衣を着用させること	1.個室内の照明は白色とすること 2.床面において10ルクス以上の照度を保つこと	
福島	44.10.17	48. 4. 1	午後12時		善良な風俗を害する行為及び服装をさせないこと	浴室及び脱衣場、床面において50ルクス以上の照度を有すること	

都道府県名	公布年月日	最終改正年月日	営業時間	構造設備	営業行為	照明照度	備考
山形	23.12.28	42.10.9	規定なし	1.浴室の見とおしをさえぎるような物を置かないこと 2.浴室には施錠をしないこと 3.浴室には風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真等を置き、又は掲げないこと	1.風紀を乱すおそれのある行為をさせないこと 2.常に清潔な作業衣を着用させること	室内の照度は20ルクス以上を保持すること	「照度」については「特殊浴場取扱要綱」による
茨城	24. 24.	37. 3.30	日の出から午後12時まで	1.浴室には施錠の設備をしないこと 2.浴室内には見通しをさえぎるものを設けないこと 3.善良な風俗を乱すおそれのある絵画、広告その他の装飾をしないこと	1.常に清潔な白衣を着させること 2.風紀を乱すような行為をしないこと	1.脱衣室及び浴室の照度は床面において20ルクス以上とすること 2.浴室及び脱衣室	
栃木	24. 1.11	39.10. 1	規定なし	1.個室の床面積は4.95㎡以上、個室の数は5室以上とすること 2.個室の出入口にとびらを設ける場合は、そのとびらに0.2㎡以上の透明ガラス窓を設け、錠を設けないこと	1.常に清潔な白衣を着させること 2.風紀を乱すおそれのある行為を行わせないこと	1.脱衣室及び浴室の照度は床面において20ルクス以上とすること 2.浴室及び脱衣室	

都道府県名	公布年月日	最終改正年月日	営業時間	構造設備	営業行為	照明照度	備考
埼玉	40. 3.31	45. 3.30	日の出から午後12時まで	3.個室には室内の見とおしをさえぎるものを設けないこと 1.個室の有効面積はおおむね8.25㎡以上とすること 2.個室は脱衣場所と入浴場所との境を透明材料で区画し、その出入口から内部の見とおしのきく構造とすること 3.個室の出入口等のとびらは適当な位置に内部を見とおすことのできる窓を設け、これを有効に保つこと、及びかぎを付けないこと 4.善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真等の物品を掲げ又は備えないこと 5.入浴機能又は入浴者の衛生に害を及ぼすおそれのある喫煙設備又は物品販売等の設備を設けないこと	風紀を乱すおそれのある服装、行為をさせないこと	の照度はグローブ等を用い眩暈及び陰影のないようにすること 浴室、脱衣室その他入浴者が直接利用する場所は換気を十分に行い床面において20ルクス以上の照度を保つこと	

都道府県名	公布年月日	最終改正年月日	営業時間	構造設備	営業行為	照明照度	備考
千葉	23.10.21	47.10.20	日の出から翌日の午前1時まで	1.浴室は浴場内の通路から見とおすことができる構造にすること 2.浴室は浴場内の通路から見とおすことができる状態にしておくこと 3.浴室に風紀を乱すおそれのある物を置かないこと	風紀を乱すおそれのある服装、行為を行わないこと	1.浴室の照明設備は、浴室内で消灯できないようにすること 2.脱衣室及び浴室には暗くならぬように照明設備をすること	
東京	59.8.1		日の出から午後12時まで	1.個室の床面積は5㎡以上とすること 2.個室内は個室の出入口から見とおすのきく構造配置とすること 3.個室の出入口にとびら等を設けるときは、そのとびら等の適当な位置に0.5㎡以上の透明ガラス窓を設ける等の措置をし、シャベリ物を設けないこと。この場合とびらにはかきを付けないこと 4.善良の風俗を害すおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告または装飾設備を置き、掲げ、または設けないこと	風紀を乱すおそれのある服装、行為をさせないこと	個室内の照明用電灯は、1つのスイッチで全部を点滅できる装置とすること	

				は装飾設備を置き、掲げ、または設けないこと	風紀を乱すおそれのある服装行為をさせないこと	個室内の照明はその点滅装置を当該個室の外に設けかつ1個の点滅装置で個室内全部の照明の点滅をすることのできるもの	
神奈川県	23.9.9	48.7.1	日の出から午後12時まで	1.個室はその入口から個室の内部を全部見とおすことができる構造とすること 2.個室の出入口のとびらは無色かつ透明のガラス、合成樹脂等の材料を用いるものとし、そのとびらはカーテン等個室の内部の見とおしを妨げる物、カギを設けないこと 3.個室内に善良の風俗を害すおそれのある文書、絵画、写真、物品等を備え又は掲げないこと 4.個室内にはエアマット、スポンジマット等直接必要でない部品等を備えないこと	1.風紀を乱すおそれのある服装及び行為をさせないこと	脱衣場及び浴室の照明は3.3㎡につき、1.2カンデラ	

都道府県名	公布年月日	最終改正年月日	営業時間	構造設備	営業行為	照明照度	備考
富山	26. 3.31	41.12. 1	日の出から午後12時まで	2.個室の出入口から個室全体を見通せる構造配置とすること 3.個室の出入口は巾0.7m以上、高さ1.8米以上のとびらとし、その上欄にとびらのき以上の面積の透明ガラスを設け常時室内を見通せるようにすること	2.善良の風俗をみだすおそれのある絵画、広告、物品等掲げ又は設けないこと	以上の光度を有すること	
石川	45. 3.23		規定なし	1.浴室の出入りとびら等を設けるときは、そのとびらの適当な位置に0.3㎡以上の透明ガラス窓を設ける等の措置をし、しゃへい物を設けないこと。この場合とびらにはかぎをつけないこと 2.浴室の有効面積は3.3㎡以上とすること	1.風紀を乱すおそれのある服装行為をさせないこと 2.入浴者に風紀を乱し、またはそのおそれのある行為をさせないよう注意すること	脱衣室及び浴室の採光又は照明は、床面において50ルクス以上の照度にするること	蒸気又は熱気を使用して公衆を入浴させる特殊公衆浴場についての規定である
福井	45.10. 1		同上	1.個室の数は5室以上とすること 2.個室の面積は9.9㎡以上とすること 3.個室の出入口のとびらの適当な位置に内部を見通すことのできる窓を設けとびらにはかぎをつけないこと 4.個室には同時に2人以上の入浴者を入室させないこと	1.風紀を乱すおそれのある服装行為をさせないこと 2.入浴者に風紀を乱し	同上	

				1.個室の床面積は6.6㎡以上とし、その数は5以上とすること 2.個室には適当な位置に縦横0.2m以上の内部を見通すことのできる窓を設けしゃへい物を設けないこと 3.とびらにかぎ、その他これに類するものを付けないこと 4.風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真等を置き、掲げ又は設けないこと	またはそのおそれのある行為をさせないこと 風紀を乱すおそれのある服装をさせないこと		
山梨	41.12.28	47. 3.30	日の出から午後12時まで	1.個室の有効面積はおおむね8.25㎡以上とすること 2.とびら等の適当な位置に内部を見通すことのできる窓を設け、とびら等にはかぎをつけないこと	1.風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせないこと 2.個室内には入浴に必要でないものを置か	1.個室内の照明用電燈は一つのスィッチで全部を点滅できる装置とすること	

都道府県名	公布年月日	最終改正年月日	営業時間	構造設備	営業行為	照明照度	備考
				3.善良な風俗を害すおそれのある文書、広告、絵画、写真、装飾品等の物品を掲げ又は備えないこと	こと	2.入浴者が直接利用する場所は床面において20ルクス以上の照度を保つようにすること	
三重				1.個室はその面積6㎡以上天井の高さ2.1m以上とし、適当な広さの脱衣室と浴室に区分しなければならぬ 2.個室の出入口のとびらは適当な位置に内部を見透すことのできる窓を設け、施錠できない構造としなければならぬ。 3.良俗を害する文書、図書、広告物及びその他の物件を掲示し、または備えつけてはならない	風紀を乱すおそれのある行為及び服装をさせないならぬ	浴場内の照度はやむをえない場合のほかに常に20ルクス以上を保有し、空気が脱酸ガス濃度0.1%を超えてはならない	「特殊公衆浴場の許可基準」(内規)による
				1.個室の床面積は5㎡以上とする	風紀を乱すおそれのある服装行為をさせないこと	各個室内の照明は床面における全般	

滋賀	44.3.31	49.9.27	午後12時まで	2.個室の出入口の適当な位置に0.3㎡以上の透明ガラス窓を設け出入口戸にかぎをつけないうこと 3.個室内は個室の出入口から見とおしのきく構造設備とし、しゃべい物を設けないうこと 4.風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告または装飾設備等をおき、掲げまたは設けないうこと		照度を10ルクス以上とし、脱衣室の照明は各室内で点滅できない装置とすること	
和歌山	23.12.2	44.10.20	規定なし	1.浴室の出入口のとびらには施錠の設備をしないこと 2.個室の床面積は5㎡以上とする 3.風紀を乱すおそれのある設備、装飾物件等を設け、または置かないこと	同上	脱衣場及び浴室の床面における照度を10ルクス以上の照度に保つこと	

都道府県名	公布年月日	最終改正年月日	営業時間	構造設備	営業行為	照明照度	備考
鳥取	32.3.30	49.10.20	日の出時から午後12時まで	<p>1.個室は内部を見とおすことのできる構造とし、室内から見通しを妨げないようにすること</p> <p>2.個室には施錠の設備をしないこと</p> <p>3.各室内には布団、ソファ等入浴に直接必要としない物を置かないこと</p> <p>4.個室には押入を設けないこと</p> <p>5.風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真、物品等を入浴者に見える場所に掲げ又は置かないこと</p>	風紀を乱すおそれのある服装又は行為をさせないこと	<p>1.各室内の照明は20ルクス以上とすること</p> <p>2.各室内の照明設備は室内で点滅とすなない装置とすること</p>	
島根	23.10.14	48.9.1	日の出時から午後12時まで	<p>1.個室の床面積は9㎡以上とすること</p> <p>2.個室の出入口のとびら等には、0.3㎡以上の窓を設け、これをしゃへいしないこと及び錠を設けないこと</p> <p>3.風紀を乱すおそれのある文書、</p>	同上	<p>1.個室の照度は常に50ルクス以上に保つこと</p> <p>2.個室の照明は点滅装置を個室の外に設け1個の点滅装置で個室</p>	

都道府県名	公布年月日	最終改正年月日	営業時間	構造設備	営業行為	照明照度	備考
岡山	31.12.25	42.7.20	規定なし	<p>絵画、写真等を置き又は掲げないこと</p> <p>浴室の出入口のとびらには施錠設備を設けずかつとびらの上部は透明ガラス等により内部が見通しできる構造とすること</p>	同上	<p>全部の照明を点滅することができるときとする</p> <p>脱衣室にはじゅうぶんな換気のできる設備及び30ルクス以上の明るさを確保できる採光又は照明の設備を設けること</p>	
広島	25.7.31	47.10.4	日の出から午後12時まで	<p>1.個室の面積は10㎡以上とすること</p> <p>2.個室の出入口は巾0.7m以上、高さ1.8m以上で開放したものとし、とびら、カーテン等これをしゃへいできるものを設けないこと</p> <p>3.個室内は出入口から見通しのみく構造配置とすること</p> <p>4.善良の風俗を害すおそれのある</p>	風紀を乱すおそれのある服装行為をさせないこと	<p>1.個室の床面ににおける照度を20ルクス以上とすること</p> <p>2.個室内で点滅とすなない装置の照明設備を設けること</p>	

都道府県名	公布年月日	最終改正年月日	営業時間	構造設備	営業行為	照明照度	備考
香川	28.3.31	40.3.9	規定なし	<p>文書、図書、図画その他の物件を掲示し、備えつけないこと</p> <p>1.個室の数は10以上とし各室の面積は9.9㎡以上とする</p> <p>2.浴室相互および脱衣室相互の間の壁は上部に開放の部分进行すること</p> <p>3.浴室の出入口のとびらにはかぎを設けないこと</p> <p>4.わいせつな文書、図画、彫刻、写真、器具等を掲げ備えないこと</p>	端正かつ清潔な服装をさせること	脱衣場の照度は50ルクス以上、浴室の照度は30ルクス以上に保つこと	照度についてコ風呂営業者の遵守事項として規定されている
高知	33.2.8		同上	<p>1.浴室と隣の浴室との間の壁は上部に開放の部分进行、脱衣室との間の壁の一部をスクリーンとする</p> <p>2.浴室の出入口のとびらにはかぎを施さないこと</p> <p>3.性的感情を刺激するよりなわ</p>	端正な服装をさせること	脱衣場及び浴室の照度は常に50ルクス以上に保つこと	蒸気又は熱気を使用する特殊公衆浴場についての規定である

都道府県名	公布年月日	最終改正年月日	営業時間	構造設備	営業行為	照明照度	備考
福岡	42.1.13		規定なし	<p>いせつな図画、写真、係、文書又は広告物を掲げ、備えつけないこと</p> <p>1.個室床面積は5㎡以上とする</p> <p>2.個室内は浴場の通路から見とおしの大きく構造配置とし、出入口のとびらには内かぎをつけないこと</p> <p>3.風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真又は物品等を掲げ又は置かないこと</p>	<p>1.風紀が乱れないように注意し、及び従業員を指導すること</p> <p>2.風紀を乱すおそれのある服装、行為をさせること</p>	脱衣室及び浴室は床面において20ルクス以上の照度を保つために必要な構造設備をすること	
長崎	41.6.30		同上	<p>1.個室の出入口には適当な目隠しを設けること(とびらは不可とする)</p> <p>2.個室内には室内の見とおしをさえぎるものを設けてはならない</p>		脱衣室及浴室の照度は20ルクス以上とすること	「公衆浴場営業許可に関する取扱い要綱」による
熊本	40.10.1		同上	<p>1.浴室の面積は4㎡以上とする</p> <p>2.浴室は入口のとびらから見とおすことのできる構造とすること</p>	風紀を乱すおそれのある服装をさせること		

都道府県名	公布年月日	最終改正年月日	営業時間	構造設備	営業行為	照明照度	備考
				3.浴室の入口のとびらにはかきがかからないようにすること 4.風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真、物品等を掲げ又は設けないこと			
大分	47. 3. 30		規定なし	1.個室浴場の床面積は7㎡以上とすること 2.個室浴場の出入口のとびらには床面から1.5mの高さに内部を見通せるよう縦横20cm以上の監視窓を設けとびらの開閉を妨げる装置、しゃへい物を設けないこと 3.風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告又は裝飾設備を置き掲げ設けないこと	善良の風俗を乱すおそれのない服装をさせること	入浴者が直接利用する場所は床面において20ルクス以上とすること	
				1.個室の面積は7㎡以上とすること 2.個室と個室の間仕切壁は床面か		床面の照度は20ルクス以上とすること	

				ら2m以上とし、その上部から天井まで0.1m以上の空間を設けること 3.個室には床より1.5mの位置に通路から内部を見とおすことが出来る0.5㎡以上の窓を設けること 4.出入口の戸には錠を付けないこと 5.風紀を乱すおそれのある文書、図書、写真、広告物、裝飾設備等を掲げ、置き又は設けないこと			
宮崎	45. 4. 1	46. 7. 21	規定なし		風紀を乱すおそれのある行為をさせないこと		
鹿児島	44. 7. 1		同上	1.個室の床面積は5㎡以上とする 2.個室内に風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真、物品等を掲げ又は置かないこと	風紀を乱すおそれのある行為をさせないこと	出入口、脱衣室、浴室には適当な照明設備を設けること	

都道府県名	沖縄
公布年月日	47.5.15
最終改正年月日	
営業時間	規定なし
構造設備	1.個室の床面積は5㎡以上とすること 2.個室内は出入口から見通しのきく構造とすること 3.個室の出入口にとびらを設けるときは、そのとびらの適當な位置に0.3㎡以上の透明ガラス窓を設けることとし、しっぺい物を設けないこと
営業行為	風紀を乱すおそれのある服装、行為をさせないこと
照明照度	1.個室の照明用電灯は一つのスイッチで全部を点滅できる装置とすること 2.床面において20ルクス以上の照度を有すること
備考	

Ⅲ トルコ嬢の最近の実態

いわゆるトルコ嬢の実態を把握するため、昭和49年9月～10月に資料調査を行った。

調査方法は、トルコ風呂の多い地域（埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、滋賀、大阪、兵庫、福岡、沖縄）の警察本部（一部所轄警察署）、婦人相談所及び婦人相談員が把握している資料（48年1月以降について）と、各担当者の説明を聴取して取りまとめたものである。

しかし、各機関における把握方法、把握内容が必ずしも同じでないため、婦人課で用意した調査項目毎に把握できたのはそれぞれ6割程度である。

1. 把握した数

今回の調査で把握できたトルコ嬢の数は1,638名で、都道府県別の人数は下表のとおりである。

	計	埼玉	千葉	東京	神奈川	岐阜	愛知	滋賀	大阪	兵庫	福岡	沖縄
実数	1,638	0	24	207	33	600	12	506	155	54	21	26
備考		把握できなかった						一部は業者組合から				

以下は集計対象となったこの1,638名の概況である。

(1) 年令

年令は30才以下の若い層の者が圧倒的に多く、なかでも25才以下が全体の53%を占めている。なお、41才以上の者もわずかながらいる。

	計	19才以下	20～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46以上
実数	1,638	48	821	625	111	21	10	2
%	100	2.9	50.1	38.2	6.8	1.3	0.6	0.1

(2) 出身地

生まれ育った県内で働く者は少く、判明した大部分は県外のトルコ風呂で働いている。

計	県内	県外	不明
1,638	61	749	828

(3) 現在の住居

現在の住居はアパート・マンション住いが最も多く、寮に入っている者も少ない。また「その他」の中には旅館やホテルを住居としている者が含まれている。なお、不明の中の多くは「アパート・マンション」住いと推定されている。

計	寮	間借	アパート・マンション	借家	持家	その他	不明
1,638	182	20	494	28	16	203	695

(4) 教育程度

現代の高校進学率の高さ（9割）からみると、対象者の教育程度はかなり低い方への偏りがみられ、また高校中退者が多く含まれていることが注目される。

計	中学卒業	高校中退	高校卒業	短大以上中退	短大以上卒業	その他	不明
1,638	407	132	418	7	5	17	652

(5) トルコ嬢になった原因動機

トルコ風呂で働くようになった主な原因、動機は、経済的理由による者が多く、本人の性格に起因する者も少ない。

計		1,638	100%
経済的理由	小計	681	41.6
	自分の生活費や小遣欲しさ	(48)	
	家計を助けるため	(44)	
	貯金のため	(7)	
	その他	(2)	
	不明	(580)	
本人の性格	小計	187	11.4
	虚栄心	(78)	
	好奇心	(14)	
	自暴自棄	(8)	
	欺かれて	(13)	
	その他	(8)	
	不明	(66)	
自分に適した仕事		4	0.2
他に適職がない		8	0.5
その他		76	4.6
不明		682	41.6

(6) 直前の職業

トルコ風呂で働く前は、「無職」だったという者は少く、多くは他の仕事、特に水商売からの転職者が多い。

「その他」の中には、旅館女中、美容師、看護婦、マッサージ師などが含まれている。

なお、「不明」中の大多数は「バー、キャバレー勤務」と推定されている。

計	パ、キャバ レ-勤務	店員	事務員	家事 手伝	その他	無職	不明
1,638	433	91	55	64	196	131	668

(7) 収入

現在の収入額が判明した者は全体の6割であるが、その大部分は月収「30万円以上」で、「10万円未満」という者は少い。この「30万円以上」の中には、100万円以上の収入を得ている者もかなり多い。「不明」の多くは「20万円～30万円」と推定されている。なお、地域的にみると、関西は月収「30万円以上」の高額者が多く、関東や九州は30万円以下の者の割合が高い。

計	10万円 未満	10万 ～20万	20万 ～30万	30万以上	不明
1,638	7	47	140	763	681

【参考】 トルコ嬢の収入の内訳について

① 警察庁が48年10月にトルコ風呂営業所(1,148軒)について調べた資料から

固定給のみのもの	3.3%
サービス料のみのもの	79.4%
固定給とサービス料の併給	17.3%

② 婦人少年局が41年1月に61名について聴取した調査資料「いわゆるミストルコの就業の状況」から

賃金収入(店から支給される固定給・チップその他)	13%
客からの収入	33%
賃金収入と客からの収入	54%

以上二つの調査からも分るように、固定給を支給されている者が少く、客からのサービス料を収入としている。

また、トルコ嬢が業者に支払う(負担させられる)ものに、コーラ代、タオル代、部屋代、化粧代等の名目のもののほか、遅刻、早退に対する罰金があり、さらに、夜食代、深夜タクシー代等を支払うと赤字になるなどのために売春をしなければならないようになるとみられている。

(8) 男性関係

今回把握できた1,638名の中ではっきりと特定の男性が「いない」というのは0.3%のみで、「いる」者41.3%、あとの58.4%は「不明」となっている。この「不明」中の大多数についても警察ではヒモ的存在の男性がついていると推定している。

○特定の男性がいるか

計	いる	いない	不明
1,638	677	5	956
100%	41.3	0.3	58.4

○トルコ嬢との関係(特定の男性がいるという者について)

計	正常な関係 の夫	その他の関係	不明
677	172	468	37
100%	25.4	69.1	5.5

○入籍状況(「正常な関係の夫」であるという者について)

計	入籍している	入籍していない
172	130	42
100%	75.6	24.4

なお、「特定の男性」の職業、月収額は次のとおりである。

(イ) 年 令

計	19才以下	20～30	31～40	41以上
677	1	607	55	14

(ロ) 職 業

計	自営業 (飲食関係除)	料飲接客業 (自営業)	会社員	工員	タクシー 運転手	その他	無職	不明
677	6	22	19	22	22	34	456	96

(「不明」中の14名についてもその殆どの者が「無職」と推定されている)

(ハ) 月収額

計	5万円 未満	5万 ～10万	10万 ～15万	15万 以上	無収入	不 明
677	17	65	20	3	468	104

(「不明」中の14名についてもその殆どの者が「無収入」と推定されている)

〔参 考〕 トルコ嬢と暴力団の関係について(官報資料版より抜粋)

「トルコ風呂営業1,148軒のうち、明かに暴力団の経営と認められる営業所は47軒(4.2%)にすぎないが、トルコ風呂営業の検挙事例あるいは暴力団犯罪の検挙等を通じてみられる実態は、多くのトルコ嬢に暴力団員の「ヒモ」がついているということである。これらの「ヒモ」は、トルコ嬢に売春行為等によって多額の収益をあげるよう強制し、その収入によって生活し、またそれを組織運営の資金源にしている状況もみられ、暴力団対策からも問題視しなければならない」

Ⅳ 関 係 資 料

1. 法 令

1. 公衆浴場法(抜粋) [昭和23年7月12日
法律 第139号]

〔定 議〕

第1条 この法律で「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。

2. この法律で「浴場業」とは、都道府県知事の許可を受けて、業として公衆浴場を経営することをいう。

〔営業許可〕

第2条 業として公衆浴場を営もうとする者は、政令の定める手数料を納めて、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2. 都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が、公衆衛生上不相当であると認めるとき又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもって、その旨を通知しなければならない。

3. 前項の設置の場所の配置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

4. 都道府県知事は、第2項の規定の趣旨にかんがみて必要があると認めるときは、第1項の許可に必要な条件を附することができる。

〔公衆浴場について講ずべき措置〕

第3条 浴場業を営む者(営業者という。以下同じ。)は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。

2. 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

〔公衆衛生に害を及ぼす行為の禁止〕

第5条 入浴者は、公衆浴場において、浴そう内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす虞のある行為をしてはならない。

2 営業者又は公衆浴場の管理者は、前項の行為をする者に対して、その行為を制止しなければならない。

〔報告の要求、立入検査〕

第6条 都道府県知事（保健所法（昭和22年法律第101号）第1条〔保健所の設置〕の規定に基く政令で定める市にあっては、市長）は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該吏員に公衆浴場に立ち入り、第2条第4項〔許可に対する条件の附加〕の規定により附した条件の遵守若しくは第3条第1項〔公衆浴場について講ずべき措置〕の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 当該吏員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

〔許可の取消・営業の停止〕

第7条 都道府県知事は、営業者が、第2条第4項〔許可に対する条件の附加〕の規定により附した条件又は第3条第1項〔公衆浴場について講ずべき措置〕の規定に違反したときは、第2条第1項〔営業許可〕の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事が、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ当該営業者に、その処分の原因と認められる違反行為を文書をもって通知し、当該営業者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

ロ、風俗営業等取締法（抜すい）〔昭和23年7月10日号外〕
法律 第122号

（定義）

第1条 この法律で「風俗営業」とは、次の各号の一に該当する営業をいう。

- 1 キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業
- 2 待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）
- 3 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（第1号に該当する営業を除く。）
- 4 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（第1号又は前号に該当する営業を除く。）
- 5 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、総理府令で定めるところにより計った客席における照度を10ルクス（これにより難い特別の事情がある場合において、都道府県が条例で10ルクスに満たない照度を定めたときは、その照度）以下として営むもの（第1号から第3号までに掲げる営業として営むものを除く。）
- 6 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見とやすことが困難であり、かつ、その広さが5平方メートル（これにより難い特別の事情がある場合において、都道府県が条例で5平方メートルに満たない広さを定めたときは、その広さ）以下である客席を設けて営むもの
- 7 まあじゃん屋、ばちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそる虞のある遊技をさせる営業

本条…一部改正〔昭和29年5月法律95号・30年7月76号〕、全部改正〔昭和34年2月法律2号〕、一部改正〔昭和39年5月法律77号〕

註 5号の「総理府令」＝風俗営業等取締法に基く客席における照度の測定方法に関する総理府令

(個室付浴場業の規制)

- 第4条の4 浴場業(公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項〔公衆浴場の定義〕に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。以下同じ。)の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業(以下「個室付浴場業」という。)は、一団地の官公庁施設(官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号)第2条第4項〔一団地の官公庁施設の定義〕に規定するものをいう。)、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条〔学校の範囲〕に規定するものをいう。)、図書館(図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項〔図書館の定義〕に規定するものをいう。)若しくは児童福祉施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条〔児童福祉施設〕に規定するものをいう。)又はその他の施設でその周辺における善良の風俗を害する行為を防止する必要があるものとして都道府県の条例で定めるものの敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲200メートルの区域内においては、これを営むことができない。
- 2 前項に定めるもののほか、都道府県は、善良の風俗を害する行為を防止するため必要があるときは、条例により、地域を定めて、個室付浴場業を営むことを禁止することができる。
- 3 第1項の規定又は前項の規定に基づく条例の規定は、これらの規定の施行又は適用の際現に公衆浴場法第2条第1項〔営業許可〕の許可を受けて個室付浴場業を営んでいる者の当該浴場業に係る営業については、適用しない。
- 4 公安委員会は、個室付浴場業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し、次の各号の一に該当する場合には、当該営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む浴場業について、8月をこえない範囲内で期間を定めて営業の停止を命ずることができる。
- 1 この法律に規定する罪(第1条〔風俗営業の定義〕第7号に掲げる営

業に関するものを除く。)、刑法(明治40年法律第45号)第174条〔公然猥褻罪〕、第175条〔猥褻文書頒布罪〕若しくは第182条〔淫行勧誘罪〕の罪、売春防止法(昭和31年法律第118号)第2章〔刑事処分〕に規定する罪又は職業安定法(昭和22年法律第141号)第63条〔罰則〕の罪を犯したとき。

- 2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第56条〔最低年齢〕若しくは第62条〔深夜業〕又は児童福祉法第34条第1項〔禁止行為〕第6号若しくは第9号の規定に違反したとき。

本条…追加〔昭和41年6月法律91号〕

(聴聞)

- 第5条 公安委員会が、第4条〔行政処分〕の規定により、営業の許可を取り消し、若しくは営業の停止を命じ、第4条の2第2項〔飲食店営業の停止命令等〕、第4条の4第4項〔浴場業営業の停止〕若しくは第4条の5〔興行場営業の停止〕の規定により、営業の停止を命じ、又は前条第3項の規定により、営業の廃止を命じようとするときは、当該営業を営む者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。
- 2 前項の場合において、公安委員会は、処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の1週間前までに、当該営業を営む者に通告し、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

1・2項…一部改正〔昭和34年2月法律2号・39年5月77号・41年6月91号・47年7月116号〕

2. 判例等「体系 労働基準判例総覧」より抜粋

トルコ温泉で浴客にサービスを行なういわゆるトルコ娘、トルコ娘が労働基準法上の労働者かどうか争われた事例がある。

常識的にみて労働者であることに疑問のなさそうなトルコ娘が何故労働者か否かが争われたかという、そのトルコ温泉では、トルコ娘らに直接賃金らしいものを支払っていなかった、トルコ娘らは浴客の身体を洗い、あるいはマッサージをする等により客から300円ないし400円の金を受け取り、トルコ温泉に対してはこのような客からの収入の得られる施設を利用するための対価として、1日100円を納入していた、というシステムになっていたので、トルコ温泉側はトルコ娘は労働基準法にいう労働者ではないと主張したわけである。

事案は児童福祉法及び労働基準法違反の刑事事件であるが、第一審（大阪家庭裁判所）は、つぎのように判示して、トルコ娘は労働者であるとして、トルコ温泉側の労働基準法等の違反の刑事責任を認めた。

「一、被告会社は判示被害児童（以下トルコ娘とも云う）等を使用しているのではなく、同社経営のトルコ温泉の施設を使用料をとって利用させているのであるから両者の間には使用従属の関係なく、従って、賃金を支払っているのでもない。よって、トルコ娘は労働者でないので本件公訴事実に対しては労働基準法の適用がないものと主張している。

(1) 使用従属の関係

被告会社がトルコ娘に対し、同娘からの履歴書及び入店申込書の提出、入店の場合同娘の店名の指定、就業前の講習、公休日の割当、過怠金の徴収、点呼、訓示及会社社則の制定等の各措置を講じていたことは前掲証拠によって明らかであるのみならず被告人等も概ねこれを認めるところである。

被告人及び同弁護人等は、これについて、経営者として施設を十分に利

用して、客に満足を与える必要な統制上の措置に過ぎないと云うのであるが、むしろ、経営者として、利益追求のため、そのような統制的措置が必要である場合の存することは容認すべきであろうが被告会社が判示各被害児童を同会社経営にかかる女子寮大松荘に比較的低額の部屋代を徴収して、それぞれ住込ませていることは前示証拠により認められるが、このような状態下にあるトルコ娘に対し前記統制的措置を採ることは、同各措置において施設利用に関する秩序維持に当然必要であろうと認められるものの外に併せて、同娘の指導監督につきかなり強力な措置も包含していると認められるのであるから、同娘等が前記女子寮に居住して生活している以上、同娘等に対し上記会社の指導監督に従って会社の命ずる労務に服する義務を科する意図を持つものであり、同娘等もまたこれを当然のこととして受け入れているものとみるのが事理に適うものと考えるので、被告会社と本件トルコ娘4名との間には使用従属の関係にあるものと認めるを相当とし、同トルコ娘等において、同人等の収益に比し会社経営上不均衡であると思われる小額の施設使用料を支払っている一事をもってしては上記の認定を資料として不十分であると考え。

(2) 賃金支払の関係

被告人等の主張するように、被告会社は本件トルコ娘等に固定給を支給せず、また、トルコ娘等が入浴客から支払われるサービス料の授受にも関与していないことが認められる。従って、同会社はトルコ娘等に対し一応賃金を支給しない形態を採っているかのようなようであるが、元来、このサービス料はトルコ娘等が被告会社経営にかかる営業設備を使用して入浴客の裸体を洗いマッサージをする等の労働の対価として上記客より支払われるものであり、また、上記客はこのようなトルコ娘のサービスが期待できるので高額な入浴料金を支払うものであるから、被告会社はトルコ娘等の労働によるこのような利益をうる対価として同娘等が上記サービス料をうるため、同社の営業設備を使用する利益を同娘等に与えているものと認めるを

相当とする。そして、トルコ娘等は上記サービス料のみによって生活していること前示証拠により明らかであるから、被告会社としては同社入口の受付窓口の料金掲示場又は各浴室内に「上記料金以外にサービス料として400円お渡し願います」旨掲示して、同娘等の収入確保を図っているものとみるべきである。さすれば、労働基準法第11条所定の賃金は労働の対償として支払われる関係にある以上名称の如何を問わないのであるから被告会社は本件トルコ娘等に対し施設使用の利益を与えることにより労働の対償として賃金を支払う関係にあるものと云わなければならない。

以上の理由により、トルコ娘は労働基準法上の労働者であると解されるので本件公訴事実に対し同法の適用があるものと認める。」

（昭和41.11.18 大阪家裁判決 上六）
観光トルコ温泉児童福祉法違反労働基準法
違反被告事件 刑集21巻9号1228頁

上記判決に対して、トルコ温泉側は、「トルコ娘は使用されるものでなく、トルコ温泉の施設を使用させて貰い、これに対して1日100円の使用料を支払っている。この使用料は1ヶ月分では3000円になり、低廉でない。会社側として、この使用に関連し、使用秩序を保つため規則を設けているが、これは施設の管理者として当然のことで会社がトルコ娘を使用する事由とはならない。又トルコ娘から履歴書、入店申込書の提出、公休の割当、過怠金の徴収、点呼、訓辞等が行なわれていたとしても、経営者として施設を十分に利用して客に満足を与えるに必要な統制上の措置に過ぎない。云々として、大阪高裁に控訴を提起したが、大阪高裁もつぎのように判示して、トルコ娘は労働基準法上の労働者であるとした。

「本件につき使用従属関係につき検討するのに、原判示証拠によれば、被告会社がトルコ娘を決定するについては、同娘に面接し、履歴書を提出させ、……昭和39年8月以降には入店申込書を提出させた上、採用を決定し、採用決定の場合には同娘の店名を指定し、就業前に会社の者がトル

コ娘等に客に対する扱い、マッサージ等の技術の講習を実施し、就業については各娘に公休日の割当をし、更に毎日の出勤時間を午後1時、3時、5時と区分し、3交代制にし娘等に順次交代に出勤時間を指定し、欠勤書留簿を設けて出欠を統制し、正当の理由なき欠勤、遅刻に対しては各1回につき前者には200円、後者には100円の過怠金を徴収することとし、出勤者に対しては点呼、部長等から客に対する扱い態度についての訓示をなし、出勤時間中は自由な外出を認めず、会社社則を定め……上記社則に違反した時は、出勤停止処分を申し渡す旨規定し、なお勤務につき住込を希望するものには、会社所有経営の大和寮に居住させ、月1500円程度の部屋代を取るのみで、その厚生を計り、又従業中、身につけるブラジャー、ショートパンツの貸与などもしていること又会社は入浴客に対しては入浴料を取るがこの他にトルコ娘にも300円（後には400円）のサービス料を支払うべき旨掲示していることが認められる。これらの事情を勘案すると、会社のトルコ娘に対する関係は、指導、監督につきかなり強力な措置を包含し、その指導監督の下に会社の命ずる労務に服する業務を科する意図を持っており、同娘等もまたこれを当然のこととして受入れていると認められ、被告会社と本件トルコ娘との間には使用従属の関係にあるものと認めるのが相当である。なるほど、原判示証拠によれば、トルコ娘は、出勤の都度、1回100円を会社に施設使用料の名目で出しているが、トルコ娘のチップ収入が月平均4、5万円にもなることが窺え、これら金額を対比するときは施設使用料というのは単なる名目的なもので、むしろ施設を使用している態を装うにすぎないものと解せられる。なお、トルコ娘に施設を使用せしめるに過ぎない場合でも、統制的措置をとることは施設利用に関する秩序維持に当然必要であるとの考も成立し得るが、前記認定の事情では、施設利用に関する秩序維持以上の使用従属関係を認めざるを得ない。次に、賃金支払の関係につき案ずるに、労働基準法第11条によると、この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の

対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいうとある。従って客から直接に労働者に支払われるチップは、原則としては賃金でない。しかし労働の報酬として使用者から労働者に支払われるものであれば、その名称の如何に拘らずすべて賃金であるので、労働の報酬として使用者の施設を使用する利益を労働者に与えられておればこの利益は賃金と解すべきである。ところで原判示証拠によれば本件上六トルコでは、入浴客より入浴料として1,000円ないし1,400円を徴収するが、トルコ娘に対しては給料の支払はせず、トルコ娘はその収入としては入浴客に対し、洗身、洗髪、マッサージ等を実施し、これに対するサービス料(チップ)として、各入浴客から直接に、会社の何等の関与もなく(会社はサービス料300円(後日400円となる)支給されたいと掲示している程度のみ)300円(後日400円となる)以上の金員を受領していたものであることトルコ娘は会社に対し出勤毎に1日1000円を施設使用料として支払っていることが認められ、一応賃金を支給しない形態を採っているかのようであるが、上記施設使用料は前述のとおり単なる名目的なものに過ぎず、元来、トルコ娘の得るサービス料はトルコ娘が上六トルコ経営にかかる営業設備を使用して入浴客の洗身、マッサージ等をする労働の対償として上記客より支払われるものであり、また入浴客はこのようなトルコ娘のサービスが期待できるので高額な入浴料金を支払うものであるから、上六トルコはトルコ娘の労働によるこのような利益をうる対償として同娘等が上記サービス料を得るため、会社の営業設備を使用する利益を同娘等に与えているものと認めるのが相当である。してみると、この営業設備を使用する利益が労働の報酬として支払われ、トルコ娘に対し賃金の支払がなされているといふべきである。

(昭和41.9.29 大阪高裁判決)
(刑集 21巻9号1235頁)

この控訴審判決に対して、トルコ温泉側は、原判決は労働基準法第9条の「使用者」および第11条の「賃金」の解釈を誤ったとして上告したが、最高裁判所の取り上げるところとならなかった(昭和42.1.18最高裁第2小法廷決定 刑集21巻9号1216頁)

3. 労基法第8条の適用区分

(労働基準法解釈総覧より抜粋)

問1 営業許可について

公衆浴場法第2条に基づき知事の許可を得ている。大阪府においてはトルコ風呂の営業許可に当り、弱少資本による不健全な営業に随ずるおそれを防止するため、寧ろ個室30室以上を許可基準としているよりである。従って中には個室を中心とするものもある。

2. 免許について

トルコ風呂の労働者のうち、あん摩、マッサージを行なう者は部内で1カ月程度の講習を行なっているが、「あん摩、マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律」第1条に基づくあん摩、マッサージ指圧師の免許は受けていない。

3. 営業内容

概ね1の建物の中に大浴場と個室からなる浴場、スチームバス、マッサージベッドを中心とするトルコ風呂の外、キャバレー、アルサロ、料理店(以上概ね別法人としている)が併設経営され、大規模のトルコ風呂(従業員300人程度)においてはクリーニング、美容室、喫茶室を併設しているものもある。

但し、いわゆるトルコ娘とその他の従業員は賃金差の関係もあり随時交流配置は行われぬ。

4. 営業時間

トルコ風呂並びにアルサロ、料理店共概ね午前11時~12時から午

後11時乃至1時が実情のようである。

5. トルコ風呂におけるマッサージ従業員の労働態様

大浴場、個室を問わず、ブラジャーとショートパンツのみで作業するが個室は廊下からは内部はみえない。但し、規模の大なるものは隣室との壁の一部をカーテンでシキリをしているが隣室に客がいなければ密室となり得る。

6. 賃金形態及び水準

(1) 大規模のトルコ風呂の場合

- イ 一般従業員は固定給で一般企業並み
- ロ いわゆるトルコ娘は概ね出来高給で月収概ね4万円以上
 - a 経験6ヶ月未満大浴場1人300円、個室1人330円
 - b 経験6ヶ月以上大浴場1人400円、個室1人430円
 - c 1人1時間10分を超過すれば客から800円の超過料金をとるので歩増がある。
 - d 他に指名料がある。(指名制を採用していない処も少数ある。)
 - e 寮は3食付1ヶ月3000円徴収している。

(2) 規模の比較的小さいトルコ風呂の場合

上記(1)と異なるところは殆んど指名制をとっていること、チップを禁止していない点及び時間超過の際は積極的にチップを制度化している点並びに通勤者が多い点である。

7. 雇用条件について

業者は労働基準法の就業制度などについて特に認識はないが他の風俗営業との関連からか、職種の如何を問わず満18才未満の者は表面上雇用していないし雇用し得ないと思っているようである。

8. 適用区分についての当局の意見

従来トルコ風呂は公衆浴場法の許可を受け、浴場及びマッサージを行なうものとして法第8条第13号適用として取扱ってきたが以上の実態か

からみて法第8条第14号の接客業として取扱いのが妥当と思料される。

9. 法第63条第2項に基づく就業制限についての当局の意見

以上の労働態様からみていわゆるトルコ風呂における業務は、カフェー、バー、ダンスホール及びこれに準ずる場所において客に接する業務との均衡上女子年少者労働基準規則第8条第45号の「特殊の遊興的接客業における業務」に該当すると思料される。

答1 いわゆるトルコ風呂に対する法第8条各号の適用に当っては、一般の事業場の場合と同様に当該事業場の労働の具体的態様等に則して個別的に判断すべきものであるが、照会の如き事例については、一般に、第14号の事業に該当するものと認められる。

2. いわゆるトルコ風呂は、一般に、女子年少者労働基準規則第8条第45号の「特殊の遊興的接客業」に該当する場合が多いが、なお、当該事業場の労働の具体的態様等に即して個別的に判断されたい。

(昭和40.12.3 39基収8933号)

[参考] 労働基準法(抜粋)

(適用事業の範囲)

第8条 この法律は、下記の各号の一に該当する事業又は事務所について適用する。但し、同居の親族のみを使用する事業若しくは事務所又は家事使用人については適用しない。

1. 物の製造、改造、加工、修理、浄洗、選別、包装、装飾、仕上、販売のためにする仕立、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業(電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。)
2. 鉱業、石切業その他土石又は鉱物採取の事業
3. 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
4. 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送

の事業

5. 船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱の事業
6. 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
7. 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業
8. 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
9. 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業
10. 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業
11. 郵便、電信又は電話の事業
12. 教育、研究又は調査の事業
13. 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
14. 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業
15. 焼却、清掃又は、と殺の事業
16. 前各号に該当しない官公署
17. その他命令で定める事業又は事務所

(危険有害業務の就業制限)

第63条第2項 使用者は、満18才に満たない者を、毒劇薬、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは有害ガス若しくは有害放射線を発散する場所又は高温若しくは高圧の場所における業務その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。

前項の規定は、同項に規定する業務中一定のものについて、命令で満18才以上の女子に、これを準用することができる。

第2項に規定する業務の範囲及び前項の一定の業務の範囲は、命令で定める。

女子年少者労働基準規則(抜すい)

(年少者の就業制限の業務の範囲)

第8条 法第63条第1項及び第2項の規定により満18才に満たない者を就かせてはならない業務は、前条に規定するものの外、下記の各号に掲げるものとする。

(1~43 略)

44 酒席に待する業務

45 特殊の遊興的接客業における業務

4. 売春対策審議会から提出された要望書

総 審 (売) 第 1 4 号

昭和 4 8 年 7 月 2 4 日

内閣総理大臣 田 中 角 栄 殿

売春対策審議会会長

菅 原 通 済

トルコ風呂営業に対する対策強化について

当審議会は、本日の会議においていわゆるトルコ風呂営業の実態とその対策について討議した結果、別紙の決議を行ないましたので、よろしくお取り計らい願います。

(別紙)

トルコ風呂営業に対する対策強化について

昭和 4 8 年 7 月 2 4 日

売 春 対 策 審 議 会

トルコ風呂営業は、そもそも売春防止法制定後転業の一形態として誕生をみたものである。

ところが最近におけるトルコ風呂営業の現状は、一部の健全業者を除いて売春が行なわれており、地域によってはあたかも集娼地区の再現をおもわせるものがある。

このようなトルコ風呂営業の実態は、売春防止対策上看過できない実情に

あると判断される。

そこで売春対策審議会としては、この際関係行政機関がトルコ風呂業者に対して自粛を促すとともに、トルコ風呂営業に対して次のような対策を強化するよう決議する。

- 1 保健衛生上の観点からはもちろん、風紀上の問題についても格段の行政指導を強化すること。
- 2 労働条件の改善指導等必要な行政指導を強化するとともに、従業員に対する啓発活動の展開に努めること。
- 3 売春関係の取締りについては、売春防止法をはじめ、各種法令を活用してさらに取締りを強化すること。
- 4 トルコ風呂に関する条例の整備を早急にはかること。
とくに時間規制はおおむね12時までとし、構造については、売春が行なわれにくい状況にするよう検討すること。
- 5 今後この決議にかかわらずトルコ風呂営業の実態について自粛がうかがえない場合には、関係行政機関が相互に協力して法律改正を行なうなど強く対処していくこと。

総 審 (売) 第 5 号

昭和 4 9 年 7 月 4 日

内閣総理大臣 田 中 角 栄 殿

売春対策審議会会長

菅 原 通 済

トルコ風呂対策の強化及びLSDの罰則
強化についての要望

当審議会は、本日の会議において、トルコ風呂営業及びLSD乱用の実態並びにその対策について討議した結果、それぞれ別紙のとおりその要望を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

(別紙)

売春対策審議会は、昨年7月24日、トルコ風呂営業に対して関係行政機関の対策強化を要望し、併せてトルコ風呂営業の自粛を促したところである。

ところが、その後においてもトルコ風呂営業の実態については些かも自粛が窺えないのみならず、過激視察した状況では、あたかも遊廓の復活をおもわすものがあり、いまや黙視できない段階にきていると考える。

売春対策審議会としては、既にこの問題点は個室において婦女の役務の提供を認める営業を許可しているところにあることを指摘してきているのであるから、関係行政機関は、相互に協議して、かかる現状が改善されるよう、法令の改正を図るなど必要な措置を速かに行うことを強く要望する。